

令和8年度 前期 狂犬病予防集合注射・飼い犬登録について

下記のとおり、前期狂犬病予防集合注射・飼い犬登録を実施します。生後91日以上の犬は、生涯に一度の飼い犬登録と年に一回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられていますので、必ず注射を受けさせていただきます。飼い犬を町に登録されている方にはハガキが届きますので、会場にご持参ください。

●蘇陽地区

4月22日(水)		4月23日(木)	
9:30 ~ 9:50	藤川商店前	9:30 ~ 9:45	東竹原老人憩いの家
10:10 ~ 10:30	馬見原公民館	10:05 ~ 10:15	長谷地区交流館
10:50 ~ 11:05	西部地区交流館	10:30 ~ 10:45	橘地区交流館
11:20 ~ 11:30	菅尾コミュニティセンター	11:00 ~ 11:15	花上多目的集会場
11:45 ~ 12:00	役場 蘇陽支所	11:30 ~ 11:45	二瀬本コミュニティセンター
		12:00 ~ 12:10	上差尾地区交流館

●矢部地区

5月12日(火)		5月13日(水)	
13:10 ~ 13:20	杉木北浜館	13:10 ~ 13:20	旧JA下名連石支所
13:25 ~ 13:35	田小野公民館	13:35 ~ 13:50	旧JA名連川支所
13:40 ~ 13:50	金内公民館	14:00 ~ 14:05	入佐地区公民館
13:55 ~ 14:05	水ノ田尾公民館	14:20 ~ 14:30	旧御岳小学校
14:25 ~ 14:30	旧中島西部小学校	14:40 ~ 14:45	御岳グラウンド
14:45 ~ 14:50	旧中島南部小学校	14:55 ~ 15:10	千寿苑駐車場
15:05 ~ 15:10	原公民館	15:20 ~ 15:30	旧白糸第一小学校
		15:45 ~ 15:50	笈石公民館

5月14日(木)	
13:10 ~ 13:20	やまと文化の森
13:30 ~ 13:35	芦屋田公民館
13:45 ~ 13:55	南田公民館
14:05 ~ 14:15	旧下矢部東部小学校
14:30 ~ 14:35	下矢部西部農村環境改善センター
14:50 ~ 14:55	三ヶ公民館
18:00 ~ 19:00	やまと文化の森

●注射料金および飼い犬登録手数料

・注射料金 (注射代)	3,300円 2,800円
(注射済票交付手数料)	500円
・飼い犬登録手数料	3,000円

※おつりが生じないように準備をお願いします

●清和地区

5月20日(水)		5月21日(木)	
13:20 ~ 13:30	仁田尾集落センター	13:15 ~ 13:25	元農協小峰支所跡地
13:40 ~ 13:50	鶴底元公民館	13:35 ~ 13:40	貫原公民館
14:00 ~ 14:05	川口公民館	13:50 ~ 13:55	檜原地区婦人活動促進施設
14:15 ~ 14:20	井無田へき地出張診療所前	14:10 ~ 14:15	梅の木鶴公民館
14:35 ~ 14:50	郷野原公民館	14:50 ~ 14:55	滝下地区(水の森交流館)
15:05 ~ 15:10	高月多目的集会所	15:20 ~ 15:30	尾野尻公民館(多目的集会所)
15:20 ~ 15:25	仏原公民館	15:45 ~ 15:50	仮屋公民館
15:30 ~ 15:45	清和地区体育館		

- ・会場をご利用される際は、フンの始末などマナーを守ってください。
- ・どうしても会場に飼い犬を連れてくることができない場合は、自宅で注射を受けることができます。

(下記の問合せ先へ事前の予約が必要です。出張料 別途2,000円)

- ・狂犬病予防注射は、動物病院でも受けることができます。

問合せ 環境水道課 ☎72-4002 清和支所 ☎82-2111 蘇陽支所 ☎83-1111

後期高齢者医療被保険者の方へお知らせ



令和8年度の後期高齢者医療保険料について ※保険料率が変わります！

- ・保険料は被保険者一人ひとりが納めます。
 - ・保険料率は2年ごとに見直され、熊本県内すべての市(区)町村で均一となります。
- 令和8年度は保険料見直しの年となっています。

年間保険料額 (限度額85万円) (前年度80万円)	=	均等割額 (被保険者1人あたり) 63,000円 (前年度58,000円)	+	所得割額 (総所得金額等 - 43万円(基礎控除)※ × 11.06% (所得割率) (前年度10.98%)
----------------------------------	---	---	---	---

※ 合計所得金額が2,400万円超の方は、合計所得金額に応じて基礎控除額が逡減し、2,500万円超で基礎控除額が0円となります。

保険料の軽減について

所得が低い方に対する均等割額の軽減について、次のとおり対象者の範囲が見直されました。

◆保険料の均等割額の軽減 <<令和8年度から改正>>

均等割の軽減額	同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額など(※1)の合計金額
7.2割(改正)	【基礎控除額(※2)】以下の世帯
5割(改正)	【基礎控除額(※2) + 31万円 × 被保険者数】以下の世帯
2割(改正)	【基礎控除額(※2) + 57万円 × 被保険者数】以下の世帯

(※1) 均等割の軽減判定についての総所得金額等は、**専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前**になります。また、年金所得については高齢者特別控除15万円を控除した額で判定します。

(※2) 給与所得者等が2人以上いる世帯については、基礎控除額(43万円)に次の金額が加算されます。

加算額：(給与所得者等の数(※3) - 1) × 10万円

(※3) 「給与所得者等の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超(65歳以上の場合、65歳未満の場合は年金収入が60万円超)の方の合計人数です。

子ども・子育て支援金制度が始まります

・令和8年度より、子ども・子育て支援金制度(※)が開始し、医療分の保険料とあわせて支援金を納付いただくこととなります。

※子ども・子育て支援金制度とは、すべての世代や企業から支援金を拠出し、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

支援金の額(年額) (限度額 21,000円)	=	均等割額 (被保険者1人あたり円) 1,400円	+	所得割額 (総所得金額等 - 43万円(基礎控除)※ × 0.25% (所得割率)
------------------------------------	---	---------------------------------------	---	---

※所得が低い方へは均等割額軽減の制度があります。

問合せ 町民課 ☎72-1128